

【提案項目】

ホームレスの自立を支援等するため県及び市町村における施策が効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

1 ホームレスの自立支援施策の推進

ホームレスが増加しないよう、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策について、引き続き全額国負担による財源措置を講じること。

2 無料低額宿泊事業の法令上の明確化

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業について、届出を促進する観点から、対象事業の範囲を、実態に則し、法令上で明確にすること。また、入居者の適正な処遇を図る観点から、設備及び運営の基準等の基本的事項を法令上で明確に位置付けること。

【提案理由等】

1 ホームレス問題は国の責任の下で解決すべき問題であり、依然として厳しい雇用環境が続いているため、引き続き、解雇された非正規労働者などホームレスとなるおそれがある人たちへの効果的な生活支援施策を講じる必要がある。

2 生活保護受給者が居住する宿泊施設は増加傾向にあるが、無届けのまま運営されている施設も多く、行政の指導が及ばないため、適正な運営が確保できていない状況にある。ホームレスを対象とした施設に対しては、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業としての届出を働きかけているが、法令上で事業の概念が明確となっていないため、部屋を貸しているだけであって無料低額宿泊事業ではないと抗弁された場合に対応が困難となっている。

また、法令上設備及び運営の基準がなく、県としてガイドラインにより指導を実施しているものの、法的拘束力がないため、限界がある。

このため、無料低額宿泊事業について、法令上の措置が講じられる必要がある。